

議案第17号

福岡都市計画事業伊都土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、伊都土地地区画整理事業の換地処分に際し施行地区に含まれる地域の名称を改めるとともに、事務所の移転に伴いその所在地を改める必要があるによる。

福岡都市計画事業伊都土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

福岡都市計画事業伊都土地地区画整理事業施行条例（平成9年福岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「周船寺三丁目，大字周船寺，大字徳永，大字女原，今宿町，横浜一丁目，今宿三丁目，今宿一丁目及び今宿東一丁目の各一部」を「今宿東一丁目及び今宿三丁目の各一部，今宿西一丁目，横浜三丁目の一部，女原北，西都一丁目，西都二丁目，徳永北，北原一丁目並びに周船寺三丁目の一部」に改める。

第5条中「西区今宿一丁目1番28号」を「中央区天神一丁目8番1号」に改める。

附 則

この条例中第3条の改正規定は公布の日から，第5条の改正規定は規則で定める日から施行する。